



議案第八号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十六年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例
第三号）の一部を次のように改正する。

別表中（一）を次のように改める。
（一）報酬

区 分	報 酬 の 額
監 査 委 員	<p>議会の議員のうちから選任された委員 月 額 一 七 一 〇 〇 円</p> <p>知識経験を有する者のうちから選任された委員 月 額 二 一 九 〇 〇 円</p>

投票管理者	選挙長	選挙管理委員会 委員	選挙管理委員会 委員長	固定資産評価調査 委員会委員	農業委員			教育委員		
					委員長	会長	委員長職務代理者	委員長	委員長職務代理者	委員長
		日額	一回につき	日額	日額	月額	月額	月額	月額	月額
		四二〇〇円	五七〇〇円	三八〇〇円	一八九〇〇円	二一、二〇〇円	二九六〇〇円	一八九〇〇円	二一、二〇〇円	二九六〇〇円

開票管理者	一回につき	五、六〇〇円
投票立会人	日額	四、五〇〇円
開票立会人	一回につき	四、五〇〇円
選挙立会人	一回につき	四、五〇〇円
社会教育指導員	月額	五、四〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定められた機関の委員その他これに類する構成員	日額	三、八〇〇円
条例で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額	三、八〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。